徳島県告示第四百五十九号

用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供

間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年九月五日から二週

令和七年九月五日

道路の種類 県道

徳島県知事 後藤田 正

純

2 8	番 整号 理
阿南小松島	路線名
三地先まで 八番三地先から 八番 川南市羽ノ浦町古毛萱原七番	区間
四 四 九	(メートル)
令和七年九月五日	供用開始の期日